

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定

1 主旨

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下、条例）第19条第1項に基づき、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の候補者の適格性審査を実施し、令和4年4月からの指定管理者候補者を選定した。

当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和3年区議会第3回定例会に提出する。

2 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名称	所在地	指定管理者候補者名 及び所在地
世田谷区立世田谷文化生活情報センター	世田谷区太子堂四丁目1番1号	公益財団法人せたがや文化財団 世田谷区太子堂四丁目1番1号

3 指定期間

5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

4 選定方法等

(1) 選定方法

世田谷区文化施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置し、選定方法について審議した結果、指定管理者制度を適用し、非公募による適格性審査により候補者選定を行うこととした。

条例第19条第3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査、及びヒアリングを行い、指定管理者候補者を選定した。

(2) 選定委員会の構成

氏名	役職・所属等
○伊藤 裕夫	日本文化政策学会顧問
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授 第3期文化・芸術振興計画（調整計画）検討委員
柏 雅康	しもきた商店街振興組合 理事長
草加 叔也	有限会社空間創造研究所 代表取締役
清水 昭夫	世田谷総合支所長 （※令和3年3月31日までは志賀 毅一）
内田 潤一	教育委員会生涯学習部長 （※令和3年3月31日までは林 勝久）
片桐 誠	生活文化政策部長 （※令和3年3月31日までは松本 公平）

※「○」は委員長

### (3) 選定委員会開催状況

- 第1回選定委員会 令和3年3月 3日 (選定方法の審議)
- 第2回選定委員会 令和3年5月31日 (審査方法、審査項目の審議)
- 第3回選定委員会 令和3年7月 7日 (最終審査、指定管理候補者の選定)

### 5. 選定結果

条例第19条第3項の審査基準に基づき、選定委員会において事業者から提出された事業計画書の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、「適格」であるとの評価を受け、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙1のとおり。

### 6. 選定理由

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの選定団体は、指定管理者として、豊富な経験とノウハウを有しており、全国でも先鋭的な劇場の一つとして施設を運営してきた実績がある。区の文化政策と連動した自主事業等の内容や、経験を活かした柔軟な事業展開について高い評価を得ている。また、各文化施設との連携企画も展開しており財団としての総合力を十分発揮している。施設の利用者数の減少がみられるが、より一層、区と指定管理者が連携・協力しながら施設運営及び事業展開に取り組むことで、施設利用の促進や更なる区民サービスの向上を図ることが期待できる。以上のことから、指定管理者の候補者として適していると判断した。

### 7. 今後のスケジュール (予定)

- 令和3年9月 区議会第3回定例会 (指定管理者の指定の提案)
- 令和4年4月 次期指定管理者による管理運営開始

## 選定結果表

1. 施設名称  
世田谷区立世田谷文化生活情報センター

2. 申請団体

団体名・代表者	所在地
公益財団法人せたがや文化財団 理事長 青柳 正規	世田谷区太子堂四丁目1番1号

3. 指定管理者の候補者名  
公益財団法人せたがや文化財団

4. 指定期間  
5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

5. 審査結果

(1) 財務審査

評価結果	A（良好な法人と考えられる）
------	----------------

※公認会計士による4段階評価、A（良好な法人と考えられる）、B（おおむね良好な法人と考えられる）、C（改善が必要な法人と考えられる）、D（破綻状態にある法人と考えられる）とした。評価Dの場合は不合格とし、次の審査を実施しない。

(2) 総合評価

審査項目	配点	点数
運営方針・経営理念に関する事項	240	213
組織運営体制等に関する事項	360	291
管理運営に関する事項・安全管理に関する事項	240	165
区の文化政策と連動した自主事業等に関する事項	540	457
サービスの質の向上に関する事項	480	400
効果的な管理運営に関する事項	180	138
特に提案を求める事項	360	294
小計	2,400	1,958
管理運営の実績による加点		97
合計		2,055

※合格基準：配点合計の70%（1,680点）

※実績評価の反映として、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、5%分を加点した合計点数を基に合格基準を満たしているか判断した。